

民事司法制度改革推進に関する関係府省庁連絡会議（第2回）

令和2年1月20日（月）

15：45～16：15

中央合同庁舎8号館8階特別中会議室

議 事 次 第

- 1 冒頭挨拶
- 2 本連絡会議の取りまとめ骨子について
- 3 その他

（配布資料）

- 1 取りまとめ骨子（案）

取りまとめ骨子（案）

第 1 総論（国際化社会の一層の進展を見据えた民事司法の在り方）

1 社会の国際化が進展する中で、民事司法に求められるもの

- ・ 社会の国際化が進展し、これまで以上に国境を越える物、情報・サービスの流通（越境取引）が増加するとともに、日本国内への外国人の流入が増加する昨今にあつては、越境取引から生ずる紛争（越境紛争）が増加し、国内の民事紛争も外国人を当事者とするものが増加すること（国内民事紛争自体が国際化）が見込まれる。
- ・ 我が国としては、越境紛争において他国ではなく我が国の民事司法制度が利用されるよう、民事司法制度全般の国際競争力の強化を図るとともに、国際化社会に応じて国民や国内企業のみならず外国人からも利用しやすい民事司法制度を構築する必要がある。

2 民事司法の国際競争力という観点からみた検討の視点及び必要な改革

- ・ 民事訴訟につき、計画的かつ適正迅速な裁判の実現に向けて、裁判手続等の IT 化を進めるとともに、これを契機に、民事訴訟手続の法制面や運用面における見直しを図る必要がある。
- ・ 特に国際的な紛争になりやすく、民事司法制度の国際競争に強くさらされる知的財産分野においては、紛争解決手段の更なる充実化を図り、紛争解決能力の強化を図る必要がある。
- ・ 国際商事紛争についていえば、その解決手段としてグローバルスタンダードとなっている国際仲裁を我が国において活性化する必要がある。

3 国際化社会において民事司法改革を検討するに当たって必要となるその他の視点

- ・ 近年、電子商取引の拡大に伴い、消費者が巻き込まれる越境紛争（越境消費者紛争）が急増しており、越境消費者紛争への対応力の強化も重要な課題である。
- ・ 国際化した国内民事紛争への対応力の強化についても、検討する必要がある。

第2 裁判 I T 化

1 裁判 I T 化の在り方

(1) 国際競争力という観点からみた民事訴訟の I T 化における検討の視点、課題及び方策

○ 全面オンライン化について

- ・ 国民の司法アクセスが後退しないよう配慮して、段階的に全面オンライン化を実現する。【法務省、最高裁】

○ 裁判 I T 化の迅速な検討について

- ・ 民事訴訟法等の必要な法改正のため、法制審への諮問を含めた速やかな検討・準備を実施する。【法務省】
- ・ 改正法に基づく新たな運用開始のため、システム開発等を含めた迅速な取組を期待する。【最高裁】

○ I T 手続の利用促進策について

- ・ 全面オンライン化の実現の過程では、オンライン申立ての場合に、書面申立ての場合と比較して手続上のインセンティブを設ける等の I T 手続の利用促進策を検討する。【法務省】

○ 民事訴訟法 132 条の 10 に基づく準備書面等のオンライン

提出の先行実施について

- ・ 新たな法改正を待たず，民事訴訟法132条の10に基づき，準備書面等の一定の書面についてのオンライン提出が先行実施されることを期待する。

【最高裁】

○ IT化に伴う人的態勢整備について

- ・ 制度に応じてIT化に対応するのに必要な人的態勢が整備されることを期待する。【最高裁】

(2) 民事訴訟のIT化に当たって必要な社会的基盤の整備

○ デジタル・ディバイドを踏まえた本人サポートの在り方について

- ・ 裁判所や法テラス等の公的機関はもとより，弁護士・司法書士や弁護士会・司法書士会をはじめとする士業者団体等，受け皿になり得る者において幅広くサポートを担当する。【法務省，最高裁，日弁連】

(3) IT化の将来的な方向性とAIによる紛争解決手続へのサポートの可能性

○ IT化の将来的な方向性について

- ・ 民事訴訟のIT化に引き続き，保全・執行，倒産手続といった非訟手続についてもIT化を実現する。【法務省】

○ 判決情報の提供（公開）について

- ・ 民事判決情報を広く国民に提供することについて，司法府の判断を尊重した上で，ニーズやあい路等につき必要な検討を行う。【法務省，最高裁】

2 民事訴訟のIT化と同時に必要な改革

- ・ IT化の機会に，システムのIT化に留まらない適正かつ迅速な民事裁判の実

現に向け、特別な訴訟手続など新たな制度の創設も含む法制面の検討を行うとともに、運用改善の取組がされることを期待する。【法務省，最高裁，日弁連】

第3 知財司法

1 二段階訴訟制度の導入について

- ・ 特許権侵害の有無のみを判断し、損害については判断せずに判決に至ることのメリットやあい路、利用者のニーズ等を踏まえ、引き続き検討を進める。【内閣府（知財事務局）、法務省、特許庁】

2 損害賠償の見直しについて（懲罰的損害賠償・利益吐き出し請求権）

- ・ 特許権侵害者の元に利益をとどめない等、被侵害者の保護や侵害の抑止に資するための損害賠償制度のニーズやあい路、現状の損害賠償制度との整合性等を踏まえ、引き続き検討を進める。【内閣府（知財事務局）、法務省、特許庁】

3 アミカスブリーフの導入について

- ・ 審理中の知的財産権関係事件に関し、裁判所が当事者以外の者に意見の提出を求めることのメリットや運用上の工夫例、あい路等を踏まえ、引き続き検討を進める。【内閣府（知財事務局）、法務省、特許庁】

4 アトーニーズ・アイズ・オンリーの導入について

- ・ 知的財産権関係事件の証拠等に営業秘密が含まれる場合に、その開示先を相手方訴訟代理人に限ることのメリットやニーズ、あい路等を踏まえ、引き続き検討を進める。【内閣府（知財事務局）、法務省、特許庁】

5 弁護士費用に関する敗訴者負担の導入について

- ・ 知的財産権関係事件に関し、勝訴当事者の弁護士費用を敗訴当事者に負担させることのメリットやニーズ、あい路等を踏まえ、引き続き検討を進める。【内閣府

(知財事務局), 法務省, 特許庁】

6 知財調停の活用・充実について

- ・ 当事者の管轄合意なく地裁に調停申立てを可能とするための規律の見直しについて、実務の運用状況等を注視しつつ、引き続き前向きに検討する。【内閣府 (知財事務局), 法務省】
- ・ 知財調停の運用開始を歓迎する。知財調停利用者のニーズを踏まえ、知財調停の手続モデルの拡充を期待する。【最高裁】

7 知財高裁の大合議制度の拡大について

- ・ 知財高裁での5名の裁判官による審理・裁判 (大合議) について、著作権・意匠・商標関係の事件等、現状より対象範囲を拡大するための規律の見直しについて、実務の動向等を注視しつつ、引き続き前向きに検討する。【内閣府 (知財事務局), 法務省, 文化庁, 特許庁】

第4 国際仲裁

1 基盤整備の取組継続の必要性

- ・ (一社) 日本国際紛争解決センターが虎ノ門に設置する専用施設も活用しつつ、人材育成・周知啓発 (国内外) の取組を継続する。人材育成については、学生の参加できる模擬仲裁等の取組に講師派遣等の必要な支援を実施する。【法務省, 外務省, 経済産業省】

2 仲裁関連法整備の必要性

- ・ 外弁法の改正は急務である。仲裁法についても、国際商事仲裁モデル法が一部改正されていることも踏まえ、仲裁手続に裁判所が関与する場合の手続に関する規律の見直しを含め、国際仲裁の活性化に資する関連法制度の見直しについて、

引き続き前向きに検討する。【法務省】

第5 国際化社会の進展に伴って必要とされるその他の方策

1 越境消費者紛争への対応力を強化するための方策

(1) 越境消費者紛争の現状と特徴及びその課題

- ・ 近年、電子商取引の拡大に伴い、越境消費者紛争が急増しているが、越境消費者紛争は、係争額が少額であることが多く、時間・コストといった観点から、訴訟による解決が期待し難い場面が多い。国民生活センター越境消費者センター（CCJ）もそのうち一定程度は解決しているが、必ずしも態勢として十分とはいえない。

(2) 越境消費者紛争を効果的に解決するための対応策

○ 越境消費者センター（CCJ）を含む国民生活センター及び消費者庁の態勢強化について

- ・ CCJの態勢を強化（語学力のある相談員や職員の増員等の人的態勢の質及び量の強化、海外機関との連携強化、あっせん機能の強化等）するとともに、地方公共団体との情報共有等を強化し、全国の消費生活センターの中核機関としての機能を強化する。併せて、海外の法制度についての調査・研究を実施する。国民生活センター紛争解決委員会においても越境消費者紛争に対応できるような態勢構築に向けた検討を実施する。【消費者庁】

○ ODRの導入に向けた検討について

- ・ ODRを含めた新たな紛争解決のための態勢構築等に向けた検討を実施する。【内閣官房（経済再生事務局）、消費者庁】

○ その他

- ・ 未然に紛争を防ぐための消費者教育及び紛争発生後に適切な対処（C C J等へのアクセス）ができるようにするための消費者啓発を実施する。【消費者庁】

2 国内民事紛争の国際化への対応力を強化するための方策

(1) 国内民事紛争の国際化を見据えた対応の必要性

- ・ 国内民事紛争の国際化への対応を図ることは、国民と外国人の双方が尊重し合える共生社会を実現する前提というべきであり、在留外国人の国内民事紛争に関する司法アクセスを確保するという視点に基づき、対応策を検討しておく必要がある。

(2) 在留外国人の国内民事紛争に関する司法アクセスを確保するための対応策

○ 関係機関の連携強化について

- ・ 民事紛争を有する在留外国人に適切に司法サービスを提供すべく、一元相談窓口における法テラス指定相談場所の指定の活用など、関係機関（一元相談窓口、法テラス、消費生活相談窓口、裁判所、弁護士会を含む。）の連携強化を図る。【消費者庁、法務省、最高裁、日弁連】

○ 関係機関における多言語対応の充実について

- ・ 在留外国人向け相談窓口に関する情報の周知・広報を強化し、関係機関での対応言語を拡充するとともに、法テラスの人的態勢の強化、法廷通訳の質の確保、対応可能な弁護士の育成等を図る。【消費者庁、法務省、最高裁、日弁連】

○ 民事法律扶助に関する援助要件、援助対象及び費用負担について

- ・ 在留資格のない外国人等に対する援助や外国人の行政手続に関する援助は、法テラスにおいて、日弁連委託援助業務として行っているところ、これを進んで民事法律扶助の対象に含めることや、外国人に対する民事法律扶助について国費を給付する制度とすることは、課題が多く難しい。在留外国人に対する司法アクセスの確保のためには、関係機関との連携強化や多言語対応の充実を優先して実施すべきである。

3 その他の民事司法の国際化に関する方策

(1) インターネットを通じた外国語による日本法令に関する情報の発信

- ・ 日本法令の外国語訳につき、より利用者本位のサービスを実施する観点から、翻訳整備の加速・充実化（A I の活用を含む）や専用ホームページの機能向上・充実化など、サービス内容の抜本改善を速やかに実施する。【法務省】

(2) 日本貿易振興機構と弁護士会との連携強化

- ・ 現在、日本国内外で行っている海外展開を目指す中小企業への国際法務相談に関する支援業務（日弁連の中小企業海外展開支援弁護士制度の案内を含む。）につき、ニーズ等を踏まえながら、一層の充実化に向けて検討する。【経済産業省】